

健全なM&Aの活発化は 日本経済の持続的成長に貢献

委員長 岩沙 弘道

三井不動産
取締役社長



1942年愛知県生まれ。65年慶應義塾大学法学部卒業、67年同・大学院法学研究科修了後、三井不動産入社。95年取締役、96年常務取締役、97年代表取締役専務取締役、98年代表取締役社長、2001年代表取締役社長社長執行役員に就任。

97年11月経済同友会入会、99～2001年度および2008年度より幹事、2002～2007年度副代表幹事。99～2000年度都市問題委員会副委員長、2001年度環境委員会副委員長、2002～2003年度需要創造委員会委員長、2004～2005年度郵政公社民営化委員会委員長、2006～2007年度企業・経済法制委員会委員長。

買収防衛策の適法性に 不透明感のある日本

常にイノベーティブに進化・発展し、持続的に企業価値を向上させることが企業の最大のミッションであることに鑑みれば、企業買収が現経営陣に対して敵対的であるかどうかはもはや問題ではありません。提言の主題は、あくまで企業価値を棄損しかねない「悪質な買収」を抑制することです。そのため、まず「健全な買収」と「悪質な買収」をそれぞれ定義しました。

提言の柱は2つあります。第一は、会社法に買収防衛策の導入・発動に関する原則的規定を設け、その法的安定性を高めることです。第二は、悪質な買収自体を抑制すべく、TOBルール（金融商品取引法）を改正し、入口段階での規制

強化を求めるということです。

会社法には、買収防衛策に関する規定が存在しません。政府の買収防衛指針も一種のガイドラインを示したもので、法的な拘束力はありません。一方で裁判に持ち込まれる事案も出てきましたが、それぞれ個別性が高く、判決内容にどこまで汎用性があるのか不明確で、さまざまな憶測を呼んでいます。こうした不透明感を解消するには、会社法に買収防衛策の原則的規定を設け、法的に容認される範囲を明らかにする必要があります。

しかし会社法の改正には相当の時間を要すると思われるので、悪質な買収を抑制し健全な買収を促すためには、同時にTOBルールの改正も必要と考えました。われわれは、買収者に株主への説明責任や実行意欲を問うためのルール改

副委員長（役職は4月14日現在）

- ・奥本 洋三
（興銀リース 取締役会長）
- ・斎藤 聖美
（ジェイ・ボンド証券 取締役社長）
- ・関澤 秀哲
（新日本製鐵 取締役副社長）
- ・関根 攻
（長島・大野・常松法律事務所 顧問）
- ・高部 豊彦
（東日本電信電話 取締役社長）

委員54名

正を提言しています。これにより、真摯な買収者にとっては過度の負担とならずに、悪質な買収者に対する一種のスクリーニング機能が発揮されるものと期待しています。

支配的株主に求められる 一定の責任や規律

今回の提言は、社会的公器としての企業の存在意義に基づき、支配的株主にも一定の責任や規律が求められることを出発点としたことに意義があると思います。あらゆる投資家は、支配的株主となった瞬間に、その投資行為を通じてさまざまなステークホルダーとの関係が生じ、社会に対する責任を負うこととなります。その際にまず必要なのは、ステークホルダーに対して「説明責任」を果たすことではないでしょうか。

企業買収にかかる法整備が進み健全なM&Aが活発化すれば、企業の競争力強化・グローバル化による進化・発展だけでなく、それを取り巻く金融資本市場の成長を促し、結果的に日本経済の持続的成長にもつながるものと思います。

われわれの提言する法改正が早期に実現することを切に願っています。